

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目 次

熊本県設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	" "	一
熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	" "	二
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	" "	二
熊本県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例	" "	三
熊本県条例の形式を左横書きに改正する条例	(私学文書課)	三
熊本県情報公開条例の一部を改正する条例	" "	四
熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	五
熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	一三

条 例

熊本県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県条例第四号

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県設置条例の一部を改正する条例

熊本県設置条例(昭和二十七年熊本県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号六中「広報」を削り、同条第二号中「企画開発部」を「企画振興部」に改め、同号一中「企画、調査及び調整」を「企画及び調査」に改め、同号二中「地域開発」を「地域振興」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(熊本県国土地利用計画審議会条例の一部改正)

2 熊本県国土地利用計画審議会条例(昭和四十九年熊本県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「企画開発部」を「企画振興部」に改める。

(熊本県土地利用審査会条例の一部改正)

3 熊本県土地利用審査会条例(昭和四十九年熊本県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「企画開発部」を「企画振興部」に改める。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第五号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年熊本県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表中第二十七号を削り、第二十六号を第二十七号とし、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次のように加える。

十九 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号。以下この号

において「施行令」といふ。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 施行令第一条第一項、第三条第一項、第四条第一項及び第三項、

第五条第一項並びに第六条第一項の規定による知事に対する申請の

受付に関する事務

ロ 施行令第六条第五項並びに第八条第一項及び第三項の規定による

知事に対する免許証の返納の受付に関する事務

熊本市

附 則
この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成十四年熊本県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

第三条第一号中「又は」を「若しくは」に、「失った」を「失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより育児休業の承認を取り消された」に改め、「係る子」の下に「若しくは同号に規定する承認に係る子」を加え、同条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 育児休業の請求の際、育児休業計画書により、両親が養育期間を分けて育児休業等により子を養育する計画について任命権者に申し出た職員が、当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

第五条中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の二号を加える。

一 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

二 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第九条中「満一年」を「一年六月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第四百十三号。以下この項において「改正法」という。）の施行の前日に改正法の規定による改正前の育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、この条例による改正後の熊本県職員等の育児休業等に関する条例第三条の特別の事情には、改正法附則第二条第二項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

4 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年熊本県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「一歳」を「三歳」に改める。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

5 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年熊本県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「一歳」を「三歳」に改める。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第七号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年熊本県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の第二項中「職員」を「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、同条第二項中「職員」を「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に、「人事委員会規則で定める日から起算して一年を経過する日までの間において三百六十時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が一年に満たないため、一年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に於いて人事委員会規則で定める時間）」を「一月について二十四時間、一年について百五十時間」に改め、同条第

三項中「前二項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」を「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」に改める。

第十五条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）（第八条の二第二項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

3 新条例第十五条の規定は、改正前の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）（第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

4 旧条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

熊本県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第八号

熊本県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等の再任用に関する条例（平成十二年熊本県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十五条の二第一項第一号」を「第十八条の二第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県条例の形式を左横書きに改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第九号

熊本県条例の形式を左横書きに改正する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改正することに關し必要な事項を定めるものとする。

（形式の改正）

第二条 既存条例の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例（以下「改正後条例」という。）における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

二 改正後条例における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存条例における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存条例中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

第三十九条 第二十二條第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則第一項中、「第二十二條第二項」及び、「第十九條第一項中公安委員会に関する部分」を削る。

附 則
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七條及び第十五條の改正規定並びに次項の規定は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律附則第一條本文の政令で定める日から施行する。
2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の熊本県情報公開条例（以下この項において「新条例」という。）第七條及び第十五條の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求（新條例第六條第一項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第十二号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成十二年熊本県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四十五号中、「第一條第一項」を「第五條第一項」に、「訂正」を「書換え交付」に、「栄養士免許証訂正手数料」を「栄養士免許証書換え交付手数料」に改め、同項第四十六号中、「第一條第二項」を「第六條第一項」に改め、同項第六十五号中、「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同項第六十六号中、「第十二條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六十六の二 温泉法第十五條第一項の規定に基づく 温泉成分分析機関登録手数料

温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査 五万円

第二條第一項第三百三十号を次のように改める。

第三百三十 削除

第二條第一項第三百三十一号中、「小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する政令第二條第三項（同令第三條第二項において準用する場合を含む。）」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第三百八十三号）（附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一條の規定による

改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する政令第三條第二項の規定において準用する同令第一條第三項」に改め、同項第三百三十一号から第三百三十七号までの規定中「小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する政令」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一條の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する政令」に改め、第三百三十八号を次のように改める。

三百三十八 小型漁船の総トン数の測定に関する政令 小型漁船総トン数測定手数料
令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一條第 一 項及び第三項の規定に基づく総トン数二十トン未満の漁船法第二條第一項に規定する漁船の測定

- (1) 全部の容積の測定又は上甲板下全部の容積の測定を行う場合
 - 一 一隻につき 三万七千円
- (2) その他の容積の測定を行う場合
 - 一 一隻につき 二万六千円

- 口 総トン数三トン以上五トン未満（実測を伴う場合）
 - (1) 全部の容積の測定又は上甲板下全部の容積の測定を行う場合
 - 一 一隻につき 一万八千円
 - (2) その他の容積の測定を行う場合
 - 一 一隻につき 一万三千元

- ハ 総トン数三トン未満（実測を伴う場合）
 - 一 一隻につき 一万三千元

- 第二條第一項第四百三十三号中、「第八十九條」を「第八十九條第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四百三十三の二 道路交通法第八十九條第二項の規定に 自動車運転技能検査手数料
基づく検査 一 大型自動車免許に係る検査の場合 二千五百五十円。ただし、

熊本県公安委員会が提供す

る自動車を使用して受ける場合にあっては、三千六百五十円

ロ 普通自動車免許に係る検査の場合

四千三百円。ただし、熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、五千三百円

第二条第一項第四百四号イ中「同法」を「道路交通法」に改め、同項第四百七号を次のように改める。

第四百七 道路交通法第九十九条の二第四項第一号イ 技能検定員審査手数料

イ 特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。）に係る道路交通法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）

- 口 普通自動車免許に係る技能検定員審査 二万五百円
- ハ 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）

二万二千五百円

第二条第一項第四百九号を次のように改める。

第四百九 道路交通法第九十九条の三第四項第一号イ 教習指導員審査手数料

イ 特定第一種運転免許に係る道路交通法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。） 九千八百五十円

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員審査

一万二千五百円

ハ 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）

一万二千五百円

第二条第一項第四百十号イ中「同法」を「道路交通法」に、「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を熊本県公安委員会」に改め、同号ロ中「同法」を「道路交通法」に、「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を熊本県公安委員会」に、「二千九百五十円」を「三千円」に改め、同項第四百十一号中「又は第一百一条の二第二項」を「、第一百一条の二第一項及び第一百一条の二の二第二項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

第四百十一の二 道路交通法第一百一条の二の二第二項 運転免許証更新経由手数料

六百元

の規定に基づく免許証の更新の申請の経由

第四百十一の三 道路交通法第一百四十四条の四第六項の規

定に基づく運転経歴証明書の交付 千円

第二条第一項第四百十四号の次に次の二号を加える。

第四百十四の二 道路交通法第八十八条の二第二項の規

定に基づく講習の実施 特定任意講習手数料

イ 道路交通法施行令（昭和三十

五年政令第二百七十号）第三十七條の六に係る講習の場

合 千八百円

口 道路交通法施行令第三十七
条の六の二第一号に係る講習
の場合

六千五百円。ただし、加
齢に伴って生ずる身体の機能
の低下が自動車等の運転に影
響を及ぼしていないと認める
者に対して行う講習で、熊本
県公安委員会規則で定めるも
のにあつては、千四百円

ハ 加齢に伴って生ずる身体の
機能の低下が自動車等の運転
に影響を及ぼしていると認め
られるかどうかの確認及びそ
の結果に基づく指導を行う講
習の場合 二千七百五十円

第二条第一項第四百十五号中「限定解除審査（同法第一百二十二条第一項第六号の審査をい
う。）をその限定解除審査を行う者」を「熊本県公安委員会」に、「二千七百五十円」を
「二千八百円」に改め、同項第四百十六号を次のように改める。

四百十六 削除

第二条第一項第五百二十号中「又は附則第四項」を削り、同項第五百二十一号中「（同
法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第五百二十二号中「（同法
附則第五項において準用する場合を含む。）及び附則第五項」を削り、同項第五百二十三
号中「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第五百二十五号
を次のように改める。

五百二十五 削除

第二条第一項第五百二十六号及び第五百二十七号中（同法附則第五項において準用する
場合を含む。）を削り、同項第五百三十四号の次に次の二号を加える。

五百三十四の二 建築物における衛生的環境の確保 建築物空気調和用ダクト清掃業者
に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく 登録手数料 三万五千円

建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第三号に

掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録

五百三十四の三 建築物における衛生的環境の確保 建築物排水管用清掃業者登録手数料

に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく
建築物排水管用清掃業者（同項第六号に掲げる事業
を営んでいる者をいう。）の登録

三万五千円

第二条第一項第五百三十六号中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第五百三
十七号中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項第五百三十八号中「同項第五号」
を「同項第七号」に改め、同項第五百三十九号中「建築物環境衛生一般管理者」を「建
築物環境衛生総合管理者」に、「同項第六号」を「同項第八号」に、「建築物環境衛生
一般管理者登録手数料」を「建築物環境衛生総合管理者登録手数料」に改め、同項第
六百二十一号中「許可」を「許可申請」に、「介護老人保健施設開設許可手数料」を「介
護老人保健施設開設許可申請手数料」に改め、同項第六百二十二号中「許可」を「許可申
請」に、「介護老人保健施設変更許可手数料」を「介護老人保健施設変更許可申請手数料」
に改め、同項第六百二十三号の六の次に次の八号を加える。

六百二十三の七 特定製品に係るフロン類の回収及 第二種特定製品引取業者登録申請
が破壊の実施の確保等に関する法律第二十五条の
規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の申
請に対する審査 手数料 三千円

六百二十三の八 特定製品に係るフロン類の回収及 第二種特定製品引取業者登録更新
が破壊の実施の確保等に関する法律第二十八条の
規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の更
新の申請に対する審査 申請手数料 三千円

六百二十三の九 特定製品に係るフロン類の回収及 第二種フロン類回収業者登録申請
が破壊の実施の確保等に関する法律第二十九条の
規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の申
請に対する審査 手数料 五千円

六百二十三の十 特定製品に係るフロン類の回収及 第二種フロン類回収業者登録更新
が破壊の実施の確保等に関する法律第三十三条の
規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の更
新の申請に対する審査 申請手数料 五千円

六百二十三の十一 特定製品に係るフロン類の回収 登録手続の特例による第二種フロ
ン類回収業者の登録手数料
及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十二条
の規定に基づく登録手続の特例による第二種フロ
ン類回収業者の登録 三千円

六百二十三の十二 自動車運転代行業の業務の適正 自動車運転代行業認定審査手数料
化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第 一万六千円

六百二十三の十三 自動車運転代行業の業務の適正 自動車運転代行業認定審査手数料
化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第 一万六千円

六百二十三の十四 自動車運転代行業の業務の適正 自動車運転代行業認定審査手数料
化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第 一万六千円

六百二十三の十五 自動車運転代行業の業務の適正 自動車運転代行業認定審査手数料
化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第 一万六千円

六百二十三の十六 自動車運転代行業の業務の適正 自動車運転代行業認定審査手数料
化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第 一万六千円

四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査

六百二十三の十三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付 自動車運転代行業認定証再交付手数料 千九百円

六百二十三の十四 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第八条第三項の規定に基づく認定証の書換え 自動車運転代行業認定証書換え手数料 二千百円

第二条第一項に次の五号を加える。

六百五十九 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三第一の項第三欄に規定する不動産に該当することの証明書の交付 教育用資産証明書交付手数料 四百円

六百六十 登録免許税法別表第三第十二の項第三欄に規定する不動産に該当することの証明書の交付 宗教用資産証明書交付手数料 四百円

六百六十一 登録免許税法別表第三第十の項第三欄に規定する不動産に該当することの証明書の交付 社会福祉事業用等資産証明書交付手数料 四百円

六百六十二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十三条の二に規定する保育士資格及び一部科目合格に関する証明書の再交付 保育士試験関係証明手数料 四百円

六百六十三 教育職員免許状に関する規則（昭和三十年熊本県教育委員会規則第二号）第三十八条に規定する教育職員免許状に係る授与証明 教育職員免許状授与証明手数料 四百円

別表第十八を次のように改める。
別表第十八（第二条第一項四百三三号関係）

区	分	金額
特定第一種運転免許又は第二種運転免許（大型自動車第一種免許及び普通自動車第一種免許を除く。）に係る試験	道路交通法（以下この表、別表第十九、別表第三十及び別表第三十一において「法」という。）第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二千五十円

普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第二項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	三千三百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合） は、四千四百円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第二項の規定の適用を受ける場合	二千五百円 は、三千四百円

大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合	千六百五十円
	法第九十七条の二第二項の規定の適用を受ける場合	二千二百円
仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第二項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二千五十円
	法第九十七条の二第二項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百円
	法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合	三千三百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつて

別表第十九中	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき 千三百五十円
	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき 千三百五十円
	法第百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習	講習一時間につき 三千四百円
	法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	千七百円(当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十一項第一号ただし書の規定により行われるものである場合にあっては、七百元)
	法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	講習一時間につき 二千二百円
	法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習
	法第九十二条の二第一項の表備考一の表備考	千五十円

技能 自動車 の運転	一 技能検定員 として必要な 自動車 の運転	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査	区 分	技能検定員審査手数料 の額から減ずる額	法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習	一の3に規定する一般運転者に対する講習	法第九十二条の二第一項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	千七百円（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第三十二条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、千五百円）	講習一時間につき 二千五百円	講習一時間につき 千五百円
						別表第三十及び別表三十一を次のように改める。 別表第三十（第一条第五項関係）						

法令について	七 道路運送法 第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令について	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千四百五十円
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百五十円
		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	八千二百五十円
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千二百円
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千二百円
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千二百円	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円	
五 技能検定の実施に関する知識	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千二百円	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円	
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円	
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千三百円	
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千八百五十円		

の知識		備考	
一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄に定めるところによるほか、第二条第一項第四百七号の技能検定員審査手数料の額から更に特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については千二百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千五百円を減ずるものとする。	二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄に定めるところによるほか、第二条第一項第四百七号の技能検定員審査手数料の額から更に特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千二百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。	別表第三十一（第二条第六項関係）	
審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額	
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 大型自動車第一種免許等に係る教習指導員審査	千四百五十円 四千円 四千九百円	
二 技能教習に必要な教習の技能	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 大型自動車第一種免許等に係る教習指導員審査	千二百五十円 千三百五十円 二千五十円	
三 学科教習に必要な教習の技能	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円 千二百五十円	
四 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円 千二百五十円	

の知識		備考	
項その他自動車の運転に関する知識	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円	
五 自動車教習所に関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円	
六 教習指導員として必要な教育についての知識	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円 千二百円	
七 道路運送法第一条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運送代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千八百五十円	

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄に定めるところによるほか、第二条第一項第四百九号の教習指導員審査手数料の額から更に特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第一種免許等に係る教習指導員審査については二千円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五

の項の第三欄に定めるところによるほか、第二条第一項第四百九号の教習指導員審査手数料の額から更に特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第四百七号及び第四百九号並びに第五条第五項の別表及び同条第六項の別表の規定は平成十四年五月一日から、第二条第一項第四百三三号、第四百三三号の二、第四百十号から第四百十一号の三まで、第四百十三号、第四百十四号の二、第四百十五号、第四百十六号、第四百二十三号の十二、第四百二十三号の十三及び第四百二十三号の十四の規定は平成十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十一号)附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の熊本県手数料条例別表第十九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十六号)附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物環境衛生一般管理業者の登録に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例(昭和三十九年熊本県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一手数料の項第四十四号中「栄養士免許証訂正手数料」を「栄養士免許証書換え交付手数料」に改め、同項第六十三号の次に次のように加える。

六三の二 温泉成分分析機関登録手数料

別表第一手数料の項第三百三三号を次のように改める。

三三三 削除

別表第一手数料の項第三百六十六号の次に次のように加える。

三六六の二 自動車運転技能検査手数料

別表第一手数料の項第三百七十四号の次に次のように加える。

三七四の二 運転免許証更新經由手数料

三七四の三 運転経歴証明書交付手数料

別表第一手数料の項第三百七十七号の次に次のように加える。

三七七の二 特定任意講習手数料

別表第一手数料の項第三百七十九号を次のように改める。

三七九 削除

別表第一手数料の項第四百七十五号を次のように改める。

四七五 削除

別表第一手数料の項第四百八十二号の次に次のように加える。

四八二の二 建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料

四八二の三 建築物排水管清掃業者登録手数料

別表第一手数料の項第四百八十七号中「一般管理業者」を「総合管理業者」に改め、同項第五百六十三号の次に次のように加える。

五六三の二 介護老人保健施設開設許可申請手数料

五六三の三 介護老人保健施設変更許可申請手数料

別表第一手数料の項第五百六十四号の六の次に次のように加える。

五六四の七 第二種特定製品引取業者登録申請手数料

五六四の八 第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料

五六四の九 第二種フロン類回収業者登録申請手数料

五六四の一 第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料

五六四の一 自動車運転代行業認定審査手数料

五六四の二 自動車運転代行業認定証再交付手数料

五六四の三 自動車運転代行業認定証書換え手数料

別表第一手数料の項第五百七十五号の次に次のように加える。

五七六 教育用資産証明書交付手数料

五七七 宗教用資産証明書交付手数料

五七八 社会福祉事業用等資産証明書交付手数料

五七九 保育士試験関係証明手数料

五八〇 教育職員免許状授与証明手数料

(熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の規定により、なお効力を有することとされる同法第一条による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物環境衛生一般管理業者の登録に係る手数料については、なお従前の例による。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第十三号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和二十九年熊本県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第二号中「高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）」を「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校」に、「学生、生徒」を「学生、生徒、児童」に、「学生及び生徒」を「学生、生徒及び児童」に改め、同項第四号中「主催する競技会」の下に「その他青少年の競技力向上を目的として行われる競技会で規則に定めるもの」を加え、「当該競技会の競技その他当該競技に準ずるものとして利用する場合」を「当該競技会の競技として利用する場合（当該競技会の練習日として指定された日において利用する場合を含む。）に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所 熊本
平成十四年三月二十五日印刷
平成一十四年三月二十五日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%